

令和7年9月29日

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

多和田雅也

一宮市上下水道部管理規程第8号

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市水道事業等職員就業規則(昭和43年昭和43年一宮市水道部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員章) 第5条の2 略 2 略 3 職員は、職員章を亡失し、又はき損したときは、職員章等再交付申請書を管理者に提出して、再交付を受けなければならない。この場合においては、その実費(実費の金額は、その都度 <u>決める</u> 。)を納めなければならない。 4 略 (名札) 第5条の3 略 2 略 3 職員は、名札を亡失し、又はき損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けるものとする。この場合においては、その実費(実費の金額は、その都度 <u>決める</u> 。)を納めなければならない。 4 略 (育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第13条 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____	(職員章) 第5条の2 略 2 略 3 職員は、職員章を亡失し、又はき損したときは、職員章等再交付申請書を管理者に提出して、再交付を受けなければならない。この場合においては、その実費(実費の金額は、その都度 <u>定める</u> 。)を納めなければならない。 4 略 (名札) 第5条の3 略 2 略 3 職員は、名札を亡失し、又はき損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けるものとする。この場合においては、その実費(実費の金額は、その都度 <u>定める</u> 。)を納めなければならない。 4 略 (育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第13条 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定によ

3 前条及び前2項の規定は、第24条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条 中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である職員に委託されている児童及び同法

_____のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして次条に定める者に_____該当する場合における当該職員を除く。))が、第14条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第15条の2で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第13条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう_____。))における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第14条 第13条の2第1項の規定による請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務免除(制限)承認請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。))について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。))及び末日(以下「深夜勤務制限

第6条の4第1号に規定する養育里親(第23条第8号において「養育里親」という。))である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同条第1項第3号の規定により委託されている児童を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。))のある職員が、第14条の2に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。))が第14条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第14条の2に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第15条の2に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前条_____中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第14条 前条第1項_____の規定による請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務免除(制限)承認請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。))について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。))及び末日(以下「深夜勤務制限

終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求をしなければならない。

2 略

3 管理者は、前項の請求に係る事項について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

4 第13条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第13条の2第1項各号のいずれにも該当することとなった場合

5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第13条の2第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

6～8 略

(年次有給休暇)

第20条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 略

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となったもの その者の採用された月に応じ、次に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)

【別記 参照】

(3) 略

終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求をしなければならない。

2 略

3 管理者は、第1項の請求に係る事項について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

4 前条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして前条第1項各号のいずれにも該当することとなった場合

5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

6～8 略

(年次有給休暇)

第20条 略

(1) 略

(2) 略

【別記 参照】

(3) 略

2 前項第1号の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と引き続くものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇に日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが引き続くものとみなした場合における日数とし、当該採用に当たって、改めて年次有給休暇を付与しないものとする。

3・4 略

(特別休暇)

第23条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは

しょう末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ

2 前項第1号の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と引き続くものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが引き続くものとみなした場合における日数とし、当該採用に当たって、改めて年次有給休暇を付与しないものとする。

3・4 略

5 管理者は、第1項又は第2項の規定により10日以上の年次有給休暇を付与する場合は、そのうち5日について、当該年次有給休暇の付与の日から1年以内に職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が年次有給休暇(1日又は半日単位に限る。)を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとし、1の年の途中で10日以上の年次有給休暇が付与された職員の取扱いについては、管理者が別に定めるものとする。

(特別休暇)

第23条 略

(1)・(2) 略

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは

しょう末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号、第10号、第13号の表及び次

_____。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(9) 職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。))又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められ

条において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法_____第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法_____第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている_____養子縁組里親_____である者若しくは養育里親_____である者(同条第4項_____に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(9) 職員が配偶者_____又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められ

ては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

4～7 略

(介護時間)

第24条の2 略

2・3 略

4 介護時間の単位は、30分とする。この場合において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日について は、当該2時間 から当該部分休業 及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 略

(子育て部分休暇)

第24条の3 略

2・3 略

4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。この場合において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について は、当該2時間 から当該部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5・6 略

ては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

4～7 略

(介護時間)

第24条の2 略

2・3 略

4 介護時間の単位は、30分とする。この場合において、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この条及び次条において「第1号部分休業」という。)又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5 略

(子育て部分休暇)

第24条の3 略

2・3 略

4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。この場合において、第1号部分休業

又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇は、1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5・6 略

第27条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第27条の2 管理者は、一宮市水道事業等職員の育児休業等に関する規程(平成4年水道部管理規程第9号)において準用する一宮市職

員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第20号。以下この項において「準用育児休業条例」という。)第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 準用育児休業条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、管理者の定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第27条の2</u> 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第27条の3</u> 略 (職務に専念する義務の特例) <u>第28条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u> 第35条の規定による職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年一宮市条例第7号)の規定を準用する。この場合において、同条例第2条中「任命権者」及び「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。 第3章 給与 (給与) <u>第29条</u> 職員に対する給与については、一宮市水道事業等職員の給与に関する条例(<u>昭和28年一宮市条例第20号</u>)の定めるところによる。	<u>3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第27条の3</u> 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第27条の4</u> 略 (職務に専念する義務の特例) <u>第28条 地方公務員法</u> 第35条の規定による職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年一宮市条例第7号)の規定を準用する。この場合において、同条例第2条中「任命権者」及び「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。 第3章 給与 (給与) <u>第29条</u> 職員に対する給与については、一宮市水道事業等職員の給与に関する条例_____の定めるところによる。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

採用月	5月	6月	7月	8月	9月	<u>10日</u>	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	18日	17日	15日	13日	12日	<u>10日</u>	8日	7日	5日	3日	2日

改正案

採用月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
休暇日数	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条の2第3項及び第5条の3第3項の改正規定、第13条の2第3項の改正規定(「この項において」を削り、「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親(第23条第8号において「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。))を加える部分を除く。)、第14条、第20条、第23条第1項第9号及び第13号、第24条第1項、第28条並びに第29条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に関する経過措置)
- 2 管理者は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の一宮市水道事業等職員就業規則第27条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。